

蔵王（ZAO）広域振興協議会物産展並びに国道113号（二市二町）
観光推進協議会物産展実施要領

1 目 的

蔵王（ZAO）広域振興協議会及び国道113号（二市二町）観光推進協議会参加各市町の地場産品を県内外の多くの観光客に広く紹介するため、第67回全日本こけしコンクール会場内に展示即売場を併設し、PRと展示即売を行い広域的な地場産業の育成並びに観光産業の発展を図るものである。

2 主 催

一般社団法人白石市観光協会

3 名 称

蔵王（ZAO）広域振興協議会物産展並びに国道113号（二市二町）観光推進協議会物産展

4 開催期間

令和7年5月3日（土）～5月5日（月） 3日間
9：00～16：00
※最終日は15：00まで

5 開催場所

第67回全日本こけしコンクール会場内
白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）
宮城県白石市鷹巣東二丁目1番1号

6 展示即売品の搬出入

搬出入は、参加者の責任において行うこと。
搬入時間 5月2日（金）10時～17時まで搬入可
開催日当日も7時30分から搬入可。
開始時間までに準備を完了させること。

7 参加者負担金

展示会場に関する諸経費（床撤去・設置料含む）として、一小間につき出店料
5,000円及び売上額（消費税額を除く）の10%を負担する。

8 売上報告

参加業者は、一日毎に売上額（消費税額込み）を事務局まで報告すること。

9 防火対策について

会場は屋内のため裸火の使用はできないが、電気調理器等の使用は可能なので、出店申込書に使用電気調理器等の名称並びに使用電力量等を記載すること。

また、調理器等を使用する場合、10型（薬剤3kg）以上の消火器を準備すること。

10 各種届出について

飲食品を扱う出店者は、取り扱う品目により関係法令に基づく保健所への許可申請が必要になるので各出店者は、各自、事前に事務処理すること。

酒類販売許可を取得している者が酒類の販売を行う場合は、本物産展のための期限付き免許申請手続きが必要になるので、各自、事前に事務処理すること。

消防法に基づく消防署への届出については、事務局で一括して行い査察を受けることになるので、各出店者は防火対策を徹底すること。

11 ごみの処理について

ごみは、所定の分別をし、指定のごみ集積場に出すこと。その際、事務局で準備する指定のごみ袋を使用すること。できるだけ持ち帰りにご協力を願いたい。

12 駐車場について

事務局が準備している物産展参加業者用駐車場を利用すること。

荷物の積み下ろしが終了した後は、必ず移動すること。

13 出店スペースについて

1小間は360cm×90cm（会議用机4台分）とする。

14 新型コロナウイルス感染症対策について

会場内ではマスクの着用・手指消毒など感染を広げないよう心がけること。

15 その他

この要領に定めがない事項については、その都度協議するものとする。